

平成27年10月30日裁決

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による療養費の支給を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、両変形性足関節症、左片麻痺、変形性腰椎症及び両肩関節周囲炎(以下、併せて「当該傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間(以下「請求期間A」という。)、及び平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間(以下「請求期間B」といい、「請求期間A」と併せて「本請求期間」という。)について、あんま・マッサージの施術の費用について、〇〇健康保険組合理事長(以下「理事長」という。)に対し、療養費の支給を請求した。

2 理事長は、請求人に対し、請求期間Aの請求について、それぞれ請求額から一部負担金相当額を控除した療養費を支給する旨の処分をした。

3 その後、理事長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、理由を「Aさんとの面談時に伺いました、マッサージ施術内容は『揉んだり、押ししたり』で、たまに『リハビリ』との回答により、右上肢・左上肢・右下肢・左下肢の4肢への施術が、費用請求の変形徒手矯正術では無いと判断しました。また、『疲労が溜まらないように受けている』、『勤務先であるa病院の施術師の先生が空いている時間に治療を受けている』との回答から、療養費の目的には合致しないと判断し、不支給と決定します。つきましては、Aさんより請求の全期間を不支給決定とし、既支給額に対して当組合への返還を求

めます。」として、請求期間Aについて、改めて療養費を支給しない旨の処分(以下「処分A」という。)をするとともに、支給した療養費について返還するよう求めた。

また、理事長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、理由を「Aさんとの面談時に伺いました、マッサージ施術内容は『揉んだり、押ししたり』で、たまに『リハビリ』との回答により、右上肢・左上肢・右下肢・左下肢の4肢への施術が、費用請求の変形徒手矯正術では無いと判断しました。また、『疲労が溜まらないように受けている』、『勤務先であるa病院の施術師の先生が空いている時間に治療を受けている』との回答から、療養費の目的には合致しないと判断し、不支給と決定します。」として、請求期間Bについて、療養費を支給しない旨処分(以下「処分B」といい、「処分A」と併せて「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

## 第3 問題点

1 法による現金給付としての療養費の支給については、法第87条第1項に、(1)療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、又は、(2)被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と定められている。

2 本件の場合、理事長が、請求人の療養費の請求について、第2の3記載の理由により原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が、法第87条第1項の規定に照らして妥当なもの認められないかどうかである。

## 第4 審査資料

(略)

## 第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、次の事実が認められる。

(略)

2 前記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る法第87条の規定による療養費の支給については、「はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて」(昭和42年9月18日保発第32号厚生省保険局長通知)及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日保医発第1001002号厚生労働省保険局医療課長通知)(以下、併せて「本件通知」という。)が発出されており、保険者は、これにより取り扱うこととしており、当審査会もこれを是認するものである。

本件通知によれば、マッサージの施術に係る療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例であり、その施術について医師の同意を得た場合とされている。

また、同意書は、医師の医学的所見、症状経緯等から判断して発行されるものであり、同意書発行の趣旨を勘案し判断を行うこと(なお、保険者が同意医師に対して行う照会等は、必要に応じて行われるべきものであること)とされ、同意を求める医師は、やむを得ない事由がある場合を除き、原則として当該疾病にかかる主治の医師とすることとされている。

なお、医師の同意書は、療養費支給申請の都度これを添付することを原則としており、同意書に加療期間の記載があるときは、その期間内における2回目以降の請求にあつては、その添付を省略して差し支えないが、初療の日から3ヶ月(変形徒手矯正術につい

ては1ヶ月)を経過した時点において、更に施術を受ける場合は、改めて医師の同意を得て、所定の事項(同意記録)を療養費支給申請書に記載すれば必ずしも医師の同意書の添付は要しないこととされており(変形徒手矯正術を除く。)、また、施術者が患者に代わり医師の同意を確認し、所定の事項(同意記録)を療養費支給申請書に記載しても良い(この場合、施術記録等の記録が必要)とされている。

(2) 本件についてみるに、資料2によると、B医師は、本請求期間について、毎月同意書を交付していることが認められるが、最初の同意書は、初診日である平成〇年〇月〇日に、1回だけの診察と検査の結果、診察時に同意書が交付されている。

理事長からの照会に対して、B医師は、資料3-1では、「小児マヒによる左足関節拘縮を認めます。上記により腰から背骨又両肩へのバランスが崩れ歪みを生じているため、痛み、しびれ、凝りが著明に現れている。」とし、「整形外科的根治治療には限界があるため、疼痛緩和に効果のあるあんま・マッサージの施術が妥当と考える。」と回答している。また、資料3-2では、「診察・画像診断・薬物療法の計画において総合的に判断した結果、後遺症としての筋力低下、関節拘縮の改善と筋力増加が必要であると考ええるが、治療時に疼痛が発生するため目的を十分に果たすことが困難と考え、疼痛緩和と軽減が期待できるマッサージ施術が妥当と考えました。」と回答している。

すなわち、B医師は、請求人は小児マヒのために、足関節が拘縮しており、そのため腰から背骨又両肩へのバランスが崩れ歪みを生じ、その結果、痛み、しびれ、凝りが生じていると分析し、その原因である関節拘縮の改善と筋力増加が必要であるとし、関節拘縮の改善を徒手矯正術で行おうとする

ならば、かなりの力が必要であり、患者に痛みを強要することになるので、医学的なリハビリとしてではなく、少しでも疼痛緩和が期待できるマッサージが適当であると判断したものと解釈される。

しかしながら、小児麻痺等によりすでに長期間固定した状態にあると思われる筋麻痺や関節拘縮に対して、マッサージ施術の効果は多くを望めず、限られたものになると考えられ、また、マッサージ施術により変形徒手矯正術の施術に伴う疼痛が緩和するものとも考えられないのであって、それにもかかわらず、上記のような経緯でマッサージ施術に同意するという事は、医学的な判断というよりは、請求人の求めに応じたにすぎないものと考えるのが相当である。また、変形徒手矯正術についても、本件請求人に係る場合において、医学的にその効果が望めるか疑問がある上に、これを本請求期間を通じて毎月20日間前後の施行を続け、医師が継続してその施術に同意を与えるようなことは通常考えがたく、さらに、仮にB医師が請求人に対する変形徒手矯正術の施術が必要であると判断したのであれば、整形外科及びリハビリテーション科があり物理療法を行っているという、b病院において、専門医の指導、管理のもとに行うべきものとも考えられるのであって、これらによれば、この点のB医師の同意も、その医学的な判断によるものとは認められず、請求人の求めに応じたにすぎないものというべきである。

したがって、これらの同意のいずれについても、医師の診療を受けた上で、その医学的判断に基づいてなされた同意とはいえ、本件は医療上マッサージを必要とする症例に該当するものとは認められない。

- (3) 以上によれば、本請求期間におけるマッサージ及び変形徒手矯正術の施術は、療養費の支給要件を満たしてい

ないというべきであるから、請求人に対し療養費を支給しないとした原処分は、結論において妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。